

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	母子保健に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

長泉町は、母子保健に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

静岡県駿東郡長泉町長

## 公表日

平成27年5月26日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	母子保健に関する事務
②事務の概要	<p>【保健指導の実施等に関する事務】 母子保健法に基づき、妊産婦若しくはその配偶者、若しくは乳幼児の保護者に対して、妊娠、出産、育児に関する保健指導を実施する。 特定個人情報ファイルは、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)及び母子保健法に基づき、以下の事務において、収集及び提供を行う。 ①妊産婦、または乳幼児の保護者に対して、必要な訪問指導を実施する(母子保健法第10条) ②保健指導を受けることの勧奨を実施する(母子保健法第10条)</p> <p>【新生児に関する事務】 母子保健法に基づき、新生児を把握し、必要に応じて訪問・指導を実施、訪問記録の管理を行う。 特定個人情報ファイルは、番号法及び母子保健法に基づき、以下の事務において、収集及び提供を行う。 ①新生児の保護者への訪問、指導の実施(母子保健法第11条)</p> <p>【健康診査に関する事務】 母子保健法に基づき、①満1歳6か月を超え満2歳に達しない幼児、②満3歳を超え満4歳に達しない幼児(以降、①、②を合わせて乳幼児とする)の把握、受診勧奨、受診結果の管理を行う。 特定個人情報ファイルは、番号法及び母子保健法に基づき、以下の事務において、収集及び提供を行う。 ①乳幼児への健診の実施(母子保健法第12条)</p> <p>【妊娠の届出等に関する事務】 母子保健法に基づき、妊娠した者の届出情報、並びに母子手帳番号の管理を行う。 特定個人情報ファイルは、番号法及び母子保健法に基づき、以下の事務において、収集及び提供を行う。 ①妊娠届出の管理(母子保健法第15条) ②母子健康手帳交付の管理(母子保健法第16条第1項)</p> <p>【妊産婦の訪問指導等に関する事務】 母子保健法に基づき、妊産婦に対して保健指導を実施する。 特定個人情報ファイルは、番号法及び母子保健法に基づき、以下の事務において、収集及び提供を行う。 ①妊産婦に対して、必要な訪問指導を実施する(母子保健法第17条第1項) ②保健指導を受けることの勧奨を実施する(母子保健法第17条第2項)</p>
③システムの名称	母子保健システム
2. 特定個人情報ファイル名	
母子保健関係情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>番号法 第9条第1項、別表第一項番49</p> <p>番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第40条</p> <p>母子保健法 第10条、第11条、第12条、第13条、第15条、第16条、第17条、第19条</p>

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	番号法 第19条、別表第二 <別表第二における情報提供の根拠> 項番56の2 <別表第二における情報照会の根拠> 項番56の2 (※被災者台帳作成に関する事務に関連した母子保健情報の提供)  番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第30条 項番7
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	住民福祉部門健康増進課
②所属長	露木 伸彦
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒411-8668 静岡県駿東郡長泉町中土狩828 長泉町企画財政課企画調整チーム 055-989-5504 kikaku@nagaizumi.org
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒411-8668 静岡県駿東郡長泉町中土狩828 長泉町企画財政課企画調整チーム 055-989-5504 kikaku@nagaizumi.org

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1万人以上10万人未満 ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上</span>
いつ時点の計数か	平成26年12月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 500人以上 2) 500人未満</span>
いつ時点の計数か	平成26年12月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 発生あり 2) 発生なし</span>

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
<b>基礎項目評価の実施が義務付けられる</b>

